

令和6年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法791条1項1号及び801条3項2号に定める書面)

(吸収分割株式会社)

山口県周南市御影町1番1号

株式会社トクヤマ

代表取締役社長 横田 浩

(吸収分割承継株式会社)

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目7番8号

株式会社トクヤマソーダ販売

代表取締役社長 田中 尚徳

株式会社トクヤマ（以下、「吸収分割株式会社」といいます。）及び株式会社トクヤマソーダ販売（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、両社の間で令和6年2月22日に締結した吸収分割契約（以下、「本件分割契約」といいます。）に基づき、令和6年4月1日を効力発生日として、吸収分割株式会社から吸収分割承継株式会社に、吸収分割株式会社のクロルアルカリ製品（液体苛性ソーダ、固体苛性ソーダ、次亜塩素酸ソーダ、液体塩素、塩酸、塩化メチル、メチレンクロライド、クロロホルム、四塩化炭素、PO）並びにソーダ塩カル製品（カレット、重炭酸ナトリウム（局方を除く）、プリフィード）の販売事業（以下、「本件事業」といいます）に関する権利義務の一部を承継させる吸収分割（以下、「本分割」といいます）を行いました。

本分割に関する会社法791条1項1号、801条3項2号並びに会社法施行規則189条に定める事項は、下記の通りです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

令和6年4月1日

2. 吸収分割株式会社における会社法784条の2、785条、787条及び789条の規定による手続きの経過

(1) 会社法784条の2の規定による手続きの経過

本分割は、会社法784条2項による簡易吸収分割に該当し、会社法784条の2

ただし書の規定により同条の規定による手続きは不要であるため、差止請求はありません

(2) 会社法 785 条の規定による手続きの経過

本分割は、会社法 784 条 2 項の規定する場合（簡易吸収分割）に該当し、785 条 1 項 2 号及び同条 3 項ただし書の規定により同条の規定による手続きは不要であるため、かかる手続きは行っておりません。

(3) 会社法 787 条の規定による手続きの経過

吸収分割株式会社は新株予約権を発行していなかったため、会社法 787 条の規定による手続きは行っておりません。

(4) 会社法 789 条の規定による手続きの経過

吸収分割株式会社は、会社法 789 条 2 項の規定に従い、令和 6 年 2 月 26 日付官報公告および令和 6 年 2 月 27 日付電子公告によりその債権者に対し異議申述公告を行いました。申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における会社法 796 条の 2、797 条及び 799 条の規定による手続きの経過

(1) 会社法 796 条の 2 の規定による手続きの経過

吸収分割承継株式会社に対して、会社法 796 条の 2 に基づき、本件吸収分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法 797 条の規定による手続きの経過

吸収分割承継株式会社は会社法 797 条 3 項の規定に従い、その株主に対し吸収分割をする旨並びに吸収分割株式会社の商号及び住所を通知しましたが、反対株主による株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法 799 条による手続きの経過

吸収分割承継会社は会社法 799 条 3 項の規定に従い、令和 6 年 2 月 26 日付け官報によりその債権者に対し異議申述公告を行い、また知れている債権者に対しては催告書により各別の催告を行いました。申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継株式会社は、本分割の効力発生日である令和 6 年 4 月 1 日をもって、吸収分割株式会社から、本件分割契約に従い、吸収分割株式会社の本件事業に関する権利義務の一部を承継しました。また、本分割に際して吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社から承継した資産、負債はありません。

5. 会社法 923 条の変更の登記（吸収分割の登記）をした日

令和 6 年 4 月 1 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

(1) 本分割における割当の内容

吸収分割株式会社は、本分割効力発生時点において、吸収分割承継株式会社の全発行株式を保有していたため、吸収分割承継株式会社は、本分割に際して株式、金銭その他の財産を交付しておりません。

(2) 吸収分割承継株式会社における資本金及び準備金の変動

本分割によって吸収分割承継株式会社の資本金及び準備金の額は変動しておりません。

以上